

指定管理者導入にかかる総合センター管理運営方針（案）について

1 設置目的

地域住民を始め市民相互の交流を促進し、市民の福祉の向上及び人権尊重意識の普及高揚を図るためのコミュニティ施設として（新しい施設名）を設置する。

2 管理運営の基本的な考え方

- (1) 設置目的に基づき、魅力ある事業の実施に努め、利用促進を図る。
- (2) 利用者及び地域住民・地域の関係団体等と良好な関係を構築するとともに意見や要望を反映させるなど、利用者本位の運営を行う。
- (3) 業務上把握した個人情報の保護を徹底する。
- (4) 環境負荷を低減するとともに効果的・効率的な管理運営に努める。
- (5) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底する。
（本市地域防災計画上「避難所」の位置付け）

3 人員配置

- (1) 総括責任者（所長等）の配置
- (2) 隣保事業士若しくは隣保館の運営に関して同等以上の能力を有すると認められる者、または社会福祉主事若しくは同等以上の資格を有する者を配置すること。
- (3) 職員の資質向上（全国隣保館連絡協議会への加盟及び研修等への参加）

4 業務内容

- (1) 施設の管理運営に関すること
施設の点検、保守、修繕その他一切の保守管理業務および施設の利用許可
- (2) 人権啓発・広報活動事業に関すること
広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動
- (3) 住民相互の交流促進に関すること
各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動など住民相互の交流促進事業
- (4) 人権相談・住民の自立支援（生活の質の向上）に関すること
日常生活上及び人権に関する相談に応じ、関係機関等と連携しながら適切な指導、助言等の支援を行う。

5 施設使用料について

受益と負担の公平性確保の観点から、原則として有料とする。
（減免基準等：別紙 1 のとおり）

6 指定管理者の選定について

- (1) 指定管理者については各センターごとに公募する。
- (2) 指定管理者選定委員会の選定等について：別紙 2 のとおり